

国保の加入と脱退には届け出を

国民健康保険への加入や脱退、住所・氏名に変更があった場合は、異動があった日から14日以内に役場町民保健課、または指江庁舎総合管理課で届け出をしなければなりません。

社会保険などに加入しても、国民健康保険は自動的に資格喪失にはなりませんので、国民健康保険証と勤務先の保険証、印鑑を持参し手続きしてください。

※各種届出には、マイナンバーカード、または番号通知カードおよび運転免許証などの身分証明書が必要です。

役場町民保健課国民健康保険係
☎(86)1157「直通」

▼加入の届け出が遅れると…

保険税をさかのぼって納めることとなります。(遡及賦課^{そきゅうふか})保険証がないので届け出の日までに病院にかかった医療費は、全額自己負担になります。

▼脱退の届け出が遅れると…

国民健康保険の資格がなくなつたあと、国民健康保険の保険証を使って病院にかかると、国民健康保険で負担した分の医療費を返納しなければなりません。

◎問い合わせ先

役場町民保健課国民健康保険係
☎(86)1157「直通」

国民健康保険被保険者証の更新

国民健康保険被保険者証の更新については、3月末日までに各公民館などで配布する予定です。日程などの詳細については後日、各公民館長を通して連絡します。

※令和元年度分までの国民健康保険税に未納があると更新できない場合があります。

	届け出が必要なのはこんなとき	届け出に必要なもの
国民健康保険に加入するとき	他の市町村から長島町に転入してきたとき	他市町村からの転出証明書、印鑑
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でない理由の証明書、印鑑
	子どもが生まれたとき	母子手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、印鑑
国民健康保険をやめるとき	外国籍の人が加入するとき	外国人登録証明書、印鑑
	他の市町村へ長島町から転出するとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険に加入したとき	保険証、職場の健康保険の保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
	国保被保険者が死亡したとき	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	生活保護を受け始めたとき	保険証、外国人登録証明書、印鑑
その他	外国籍の人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書、印鑑
	長島町内で住所が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わったとき	保険証、印鑑
	世帯が分かれたり、一緒になったとき	保険証、在学証明書、印鑑
	修学のため、別に住所を定めるとき	身分証明書(運転免許証など)、印鑑
	保険証をなくしたとき	



期限内に提出ください ぶり奨学金補助金申請

ぶり奨学金制度の連携金融機関(鹿児島相互信用金庫)から「ぶり奨学ローン」元金・利息証明書が発行されたかたは、利子および元金(対象者のみ)に相当する額の補助金申請ができます。ぶり奨学金補助申請をされるかたは、左記のものを教育総務課までお持ちください。

○必要なもの

- ・ぶり奨学ローンの返済額を証する書類
- ・申請される保護者などの印鑑
- ・町内に住所を有する証明書
- ・世帯全員の納税証明書
- ・預金通帳の写しなど
- (初めて申請されるかた)

○申請期限

4月30日(木)

◎提出先・問い合わせ先

町教育委員会教育総務課

☎(88)5679「直通」

